

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 7 月 30 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

# 1 令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 <sup>えん</sup> 団体	2	0	0	2
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		5	2	0	3
	指導事項	出資・出捐団体	3	1	2	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	5	2	0	3
	計		8	3	2	3
	検討事項	出資・出捐団体	1	0	1	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	0	1	0
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	2	0	0	2
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		4	1	0	3
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	4	2	0	2
	計		4	2	0	2
	検討事項	出資・出捐団体	1	0	1	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	0	1	0
合 計		23	8	4	11	

※「今回措置を講じたもの」については、令和6年7月16日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

## 2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

### (1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

#### 出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉 病院	医療整備課	<p>令和4年度の財務諸表附属明細書の引当金の明細において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 退職給付引当金の目的使用による当期減少額を 181,483,060 円とすべきところ、医業費用から一般管理費へ科目修正を行った分を含めて計上したことにより、201,054,053 円と誤って記載していた。</p> <p>2 貸倒引当金の目的使用による当期減少額を 1,017,200 円とすべきところ、戻入分を計上していたことにより、1,507,262 円と誤って記載していた。</p>	<p>指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項について、担当者及びその他の職員の地方独立行政法人会計基準に対する理解が不十分であったことにより、財務諸表附属明細書の記載が適正にされていなかった。</p> <p>今後は、地方独立行政法人会計基準基準を改めて周知するとともに、記載内容及び会計処理等について、複数職員による相互確認を徹底することにより、再発防止に努める。</p>
		<p>岐阜県立下呂温泉病院会計窓口委託業務に係る契約事務において、競争入札に適しないとして随意契約していたが、契約締結時に見積書が徴取されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項について、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院契約事務取扱規程第30条により、相手方から見積書を徴取しなければならないところ、会計担当者及びその他の職員の当該規程に対する認識が不十分であったという原因により、適正な事務処理が行われていなかった。</p> <p>今後は、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院契約事務取扱規程第30条について事務職員全員に周知するほか、当該規程に基づいた適切な契約事務が行われているか、会計担当者、会計員及び出納員の複数人による確認を徹底することにより、再発防止に努める。</p>

(2) 団体監査結果（検討事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
<p>地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉 病院</p>	<p>医療整備課</p>	<p>岐阜県立下呂温泉病院における後発医薬品の使用状況については、令和4年度の数量シェアが42.4%となっており、全国平均の79.0%や岐阜県平均の83.3%と比較しておおよそ半分の割合にとどまっている。</p> <p>後発医薬品は一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっており、後発医薬品を普及させることは、患者の薬代の負担軽減や医療保険財政の改善に資するものとなる。そして、医療費の効率化を通じて限られた医療費資源の有効活用を図り、我が国の医療保険制度を守ることを目指して、国や県は、後発医薬品の数量シェア80%を目標に掲げ、品質及び安定供給の信頼性の確保を柱として、様々な対策を実施しているところである。</p> <p>また、国の中央社会保険医療協議会が答申した令和6年度診療報酬改定には、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の一部を新たに患者の自己負担とすることなどが盛り込まれており、今後更に後発医薬品の使用促進が図られていく情勢となっている。</p> <p>このような中、岐阜県立下呂温泉病院では、経営上のメリットや地域性等を考慮し、薬価差益が大きい先発医薬品を多く採用してきたところである。</p> <p>しかしながら、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第3期中期計画において、「有効性・安全性及び医薬品の使用数量・使用金額・使用状況を考慮し、後発医薬品へ変更するなど、後発医薬品の使用を促進する。」と定めていること</li> <li>2 平成26年9月以降、急性期病床から地域包括ケア病床に移行しており、後発医薬品を使用することが経営上有利なDPC対象病院の診療報酬算定に近い算</li> </ol>	<p>検討事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>検討事項について、下呂温泉病院においてこれまで後発医薬品への切り替えが進まなかった主な理由、後発医薬品切り替えにより収支が改善した事例、改善する見込みのある事例、使用促進により取得が可能となる加算等のメリットをまとめた資料を作成及び院内に周知し、後発医薬品に対する職員の理解を深めた。</p> <p>今後も引き続き後発医薬品の使用促進について、職員の意識改善に向けた情報収集や周知活動に積極的に取り組むことにより、後発医薬品使用率を高めてまいりたい。</p> <p>なお、令和5年11月に先発医薬品30品目を後発医薬品に切り替えた結果、毎月40%～50%で推移していた後発医薬品の使用率が、令和6年1月は60.0%まで上昇したところである。</p>

		<p>定が行われるようになっていくこと</p> <p>3 令和5年11月に先発医薬品30品目を後発医薬品に変更するなどの取組みを開始したこと</p> <p>などから、引き続き使用可能な後発医薬品の選定・変更等を促進することについて積極的に取り組むよう検討されたい。</p>																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名等</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合医療センター</td> <td>86.4%</td> <td>86.1%</td> <td>87.7%</td> <td>87.8%</td> <td>87.7%</td> </tr> <tr> <td>多治見病院</td> <td>88.1%</td> <td>91.9%</td> <td>89.9%</td> <td>90.6%</td> <td>89.8%</td> </tr> <tr> <td>下呂温泉病院</td> <td>43.6%</td> <td>43.9%</td> <td>46.7%</td> <td>45.9%</td> <td>42.4%</td> </tr> <tr> <td>(参考) 全国平均</td> <td>72.6%</td> <td>76.7%</td> <td>78.3%</td> <td>79.0%</td> <td>79.0%</td> </tr> <tr> <td>(参考) 岐阜県平均</td> <td>76.1%</td> <td>78.9%</td> <td>81.2%</td> <td>81.4%</td> <td>83.3%</td> </tr> </tbody> </table>	病院名等	H30	R1	R2	R3	R4	総合医療センター	86.4%	86.1%	87.7%	87.8%	87.7%	多治見病院	88.1%	91.9%	89.9%	90.6%	89.8%	下呂温泉病院	43.6%	43.9%	46.7%	45.9%	42.4%	(参考) 全国平均	72.6%	76.7%	78.3%	79.0%	79.0%	(参考) 岐阜県平均	76.1%	78.9%	81.2%	81.4%	83.3%	
病院名等	H30	R1	R2	R3	R4																																		
総合医療センター	86.4%	86.1%	87.7%	87.8%	87.7%																																		
多治見病院	88.1%	91.9%	89.9%	90.6%	89.8%																																		
下呂温泉病院	43.6%	43.9%	46.7%	45.9%	42.4%																																		
(参考) 全国平均	72.6%	76.7%	78.3%	79.0%	79.0%																																		
(参考) 岐阜県平均	76.1%	78.9%	81.2%	81.4%	83.3%																																		

(3) 所管機関結果（検討事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
医療整備課	地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	<p>岐阜県立下呂温泉病院における後発医薬品の使用状況については、令和4年度の数量シェアが42.4%となっており、全国平均の79.0%や岐阜県平均の83.3%と比較しておおよそ半分の割合にとどまっている。</p> <p>後発医薬品は一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっており、後発医薬品を普及させることは、患者の薬代の負担軽減や医療保険財政の改善に資するものとなる。そして、医療費の効率化を通じて限られた医療費資源の有効活用を図り、我が国の医療保険制度を守ることを目指して、国や県は、後発医薬品の数量シェア80%を目標に掲げ、品質及び安定供給の信頼性の確保を柱として、様々な対策を実施しているところである。</p> <p>また、国の中央社会保険医療協議会が答申した令和6年度診療報酬改定には、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の一部を新たに患者の自己負担とすることなどが盛り込まれており、今後更に後発</p>	<p>検討事項について、地方独立行政法人としての自主性も踏まえて検討する必要がある、中期目標においても費用削減の一例として後発医薬品の積極的採用を求めに留まってきたところであるが、医療費適正化計画の推進や患者負担の軽減といった観点を踏まえ、県立下呂温泉病院に対し、改めて後発医薬品の使用促進を依頼するとともに、現在策定作業を進めている第4期中期目標（令和7年度～令和11年度）において、後発医薬品の使用促進に関する目標の強化を検討しているところである。</p> <p>今後も同病院の後発医薬品の使用状況を注視するとともに、必要な指示・支援を検討していく。</p>

医薬品の使用促進が図られていく情勢となっている。

このような中、岐阜県立下呂温泉病院では、経営上のメリットや地域性等を考慮し、薬価差益が大きい先発医薬品を多く採用してきたところである。

しかしながら、

- 1 第3期中期計画において、「有効性・安全性及び医薬品の使用数量・使用金額・使用状況を考慮し、後発医薬品へ変更するなど、後発医薬品の使用を促進する。」と定めていること
  - 2 平成26年9月以降、急性期病床から地域包括ケア病床に移行しており、後発医薬品を使用することが経営上有利なDPC対象病院の診療報酬算定に近い算定が行われるようになっていること
  - 3 令和5年11月に先発医薬品30品目を後発医薬品に変更するなどの取組みを開始したこと
- などから、引き続き使用可能な後発医薬品の選定・変更等を促進することについて、岐阜県立下呂温泉病院の所管課として、また医療費適正化計画の所管課として、病院の取組みを支援していただくよう検討されたい。

病院名等	H30	R1	R2	R3	R4
総合医療センター	86.4%	86.1%	87.7%	87.8%	87.7%
多治見病院	88.1%	91.9%	89.9%	90.6%	89.8%
下呂温泉病院	43.6%	43.9%	46.7%	45.9%	42.4%
(参考) 全国平均	72.6%	76.7%	78.3%	79.0%	79.0%
(参考) 岐阜県平均	76.1%	78.9%	81.2%	81.4%	83.3%